

令和3年度特定保育施設等指導検査実施方針

1. 基本方針

豊島区は、平成26年に消滅可能性都市の指摘を受けて以降、「子どもと女性にやさしいまちづくり」を政策の柱の一つとして、子育て世代が安心して働くことが出来るよう認可保育所の誘致を進め、待機児童対策に取り組んでいます。

令和3年4月1日現在、豊島区内で認可及び確認をしている保育施設は119施設で、内訳は、区立保育所（公設民営を含む）20、東京都が認可し豊島区が確認している私立保育所69、豊島区が認可及び確認している地域型保育事業30です。区の調査によると依然として保育需要は高水準であることから、今後も地域毎の保育ニーズを見極めて、保育施設を増設する予定です。

しかしながら、保育施設が増加することで、様々な保育サービスが提供できる反面、保育の質にばらつきが生じることもあります。保育施設にとっては、保育サービスの質の保持・向上は欠かせない要件です。そのため、量の確保と質の確保を車の両輪として保育の充実を図るためには、保育施設に対する指導検査の取組みが一層重要なものとなっています。

以上のことを踏まえ、私立認可保育所（以下「認可保育所」という。）及び地域型保育事業の一般指導検査については、豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例、及び豊島区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等関係法令等に照らして、適正に実施されているかを確認の上、改善指導等を行い、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施を確保することに主眼を置いて実施します。

また、重大な法令違反や虐待等、不適切なサービス提供の疑いがある場合には、社会福祉施設の社会的使命に対する信頼の維持・確保及び利用者保護に主眼を置いて、速やかに特別指導検査を実施します。

認可保育所については、児童福祉法により、東京都も指導検査権限を持つことから、都と効果的、効率的に指導検査を実施するため、必要な連携を行います。

2. 一般指導検査の重点項目

(1) 運営管理関係

ア 職員の確保及び処遇

(ア)職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。

(イ)職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。

(ウ)職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。

(エ)職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 安全対策の徹底

(ア)在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。

(イ)消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

(2) 保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

(ア)子供の人権に十分配慮するとともに、子供一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。

(イ)保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

(ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。

(イ) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

(ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

(イ) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。

(ウ) プール活動・水遊びや園外保育時、その他、保育中の事故防止に配慮しているか。

(エ) 上記(ア)から(ウ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。

(オ) 食中毒・感染症（特に新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌
O157、ノロウイルス）予防対策が徹底されているか。

(3) 会計経理関係

ア 適切な会計処理の徹底

(ア) 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。

(イ) 計算書類等が適正に作成されているか。

(ウ) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

イ 管理組織の確立

(ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。

(イ) 資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

(ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。

(イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

3. 特別指導検査の重点項目

(1) 運営管理関係

法令等を遵守した施設運営を行っているか。

(2) 保育内容関係

保育内容は、利用児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。

(3) 会計経理関係

会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

4. 実施計画

(1) 対象施設

ア 認可保育所

イ 地域型保育事業

(2) 実施形態

ア 集団指導

(ア)実施方法

特定教育・保育、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育の提供及び施設の運営に関する基準、施設型給付費等の支給要件が満たされているか（職員配置）、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

(イ)実施単位

全ての認可保育所及び地域型保育事業を対象として年1回実施する。

(ウ)実施通知

あらかじめ認可保育所及び地域型保育事業の設置者に書面で集団指導の日時、場所、予定される指導内容等を通知する。

イ 一般指導検査

(ア)実施方法

施設種別ごとに日程を定め、施設に赴き実施する。

(イ)実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ)班編成

1 検査班当たりの検査員は、原則として3名とする。

また、施設の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ)実施通知

「豊島区特定保育施設等指導検査実施要綱」（平成28年6月20日子ども家庭部長決定）第8条の規定に基づき通知する。

(オ)日程及び対象

具体的な日程及び対象については、原則として、5月に決定する。

ウ 特別指導検査

(ア)実施方法

施設種別ごとに日程を定め、施設に赴き実施する。

また、必要に応じ、施設の関係者の来庁を求め、執務室等において実施する。

(イ)実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ)班編成

1 検査班当たりの検査員は、原則として担当課長、担当係長、係員の3名以上とする。

また、施設の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

なお、必要により、東京都との合同実施とする。

(エ)実施通知

「豊島区特定保育施設等指導検査実施要綱」第10条の規定に基づき通知する。

(オ)日程及び対象

下記の情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行う。

なお、特に③の情報に基づく場合には、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく特別指導検査を行う。

① 要確認情報

a. 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は

違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。)

b. 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報

② 一般指導検査において確認した情報

一般指導検査を行った認可保育所及び地域型保育事業について確認した違反疑義等に関する情報

③ 重大事故に関する情報

死亡事故等の重大事故の発生又は児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報

(3) 選定方針

ア 選定対象

原則として、令和3年4月1日時点で現存する施設とする。ただし、年度途中に開設した施設については、必要があると認められた場合、指導検査の対象とする。

イ 選定方法

(ア)認可保育所

令和3年4月1日時点で現存する施設の概ね半数

(イ)地域型保育事業

児童福祉法施行令第35条の4の規定に基づき全施設

(ウ)認可保育所及び地域型保育事業全般

過去の一般指導検査等及び特別指導検査等（以下「指導検査等」という。）において、指摘事項の改善が図られていない施設、苦情・通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設、その他指導検査の実施が必要と判断される施設

(4) 不測の事態が生じた場合には、実施計画を変更することがある。

5. 関係団体等との連携

(1) 東京都

ア 児童福祉法に基づく東京都の指導検査と子ども・子育て支援法に基づく区の指導検査との合同実施を行う。

イ 前項のほか、都の指導検査において区職員が立ち会う。

ウ 指導検査結果等については、東京都と区が相互に必要な情報の交換を行う。

(2) 社会福祉法人の所轄

ア 区が所轄する社会福祉法人が運営する施設の指導検査については、福祉総務課が行う当該社会福祉法人に対する指導検査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。

イ 前項の社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する施設の指導検査結果等については、東京都と区が相互に、必要な情報の交換を行う。

(3) 国

法令・基準の解釈や運用の仕方、個々の案件における課題等について、適宜情報の交換を行い、施設指導の立場から連携を図る。

(4) 運営指導所管

保育課私立保育所グループ、地域型保育事業グループ等と連携し、計画的に指導検査等を進めるとともに、指導検査等の依頼を受けた場合は、機動的に対応する。